

平成 20 年 8 月 8 日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 6 月 18 日付け高管第 4637 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 3 件である。

- (1) 普通財産貸付台帳の全部
- (2) 高松市所有地に関する台帳・一覧表の全部（管財課保有分に限る）
- (3) 高松市瀬戸内町漁協との間の土地の使用に関する一切の契約書類

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち「普通財産貸付台帳の貸付料金」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

なお、本件対象行政文書中「普通財産借受願」、「覚書（写し）」、「要望書（写し）」、「土地使用貸借契約の締結について（決裁文）」、「普通財産の使用承認について（決裁文）」および「事業計画の概要」については、別案件の平成 19 年 9 月 12 日付け高財活第 116 号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており、当該対象行政文書に係る異議申立てについては、その利益がないため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成16年5月17日（5月14日付け）に高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく、対象行政文書の公開請求があり受け付けた。実施機関は、同月28日に公開および一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同年5月31日に異議申立書を提出し、実施機関は同日にこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

「普通財産貸付台帳」については、借受人、連帯保証人の住所、氏名、貸付料金（個人分）が記載されており、個人の住所、氏名、貸付料金については、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、これらを公開することは当該個人の正当な利益を害し、その結果著しい不利益を与えることが明らかである。

よって、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 借受人・連帯保証人の住所、氏名、貸付料金（個人分）について

「個人の住所・氏名」については、特定の個人が識別でき、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当であるが、高松市の普通財産の貸付料金の算定については、「普通財産貸付事務処理要領（平成13年3月30日付け財理第1308号財務省通達）」中の「普通財産貸付料算定基準」を準用しており、算定根拠が明確であり、個別交渉の余地は認められないこと、また、市有地の貸付内容については市民に公表すべき内容であることから、当該情報は、非公開情報に該当しないというべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月18日	諮問書受付
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年4月23日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申